



住宅  
あんしん  
共済



# 「火災」「風水雪凍害」 「浸水」「地震」 などのリスクに備える



お問い合わせ先 UAゼンセン 生活応援・共済事業局 UAゼンセン 福祉共済互助会

TEL **03-3288-3559**  
住宅あんしん共済直通

TEL **03-3288-3533**  
生活応援・共済事業局

FAX **03-3288-3708**  
共済直通



左記QRコードをスマートフォンやタブレット端末のQRコードリーダーで読み取ることで、UAゼンセン共済ホームページへ簡単にアクセスいただけます。また、各共済ページからは、パンフレットもダウンロードいただけます。

URL: <http://uazensenkyosai.jp/>  
E-mail: [kyosai@uazensen.jp](mailto:kyosai@uazensen.jp)  
〒102-8273 東京都千代田区九段南4-8-16  
受付時間：平日 9:00～18:00

「火災」はもちろん、急増する「豪雨」「地震」などの



自然災害への備えも万全!

住宅あんしん共済は、近年、増加傾向にある台風、豪雨、浸水、降雪、地震などの自然災害リスクに、しっかりと備えていただけます。

もちろん、火災などの被害には、加入口数(加入給付金額)を保障しますので、古い住宅や家財、引越費用への備えも万全です。また、持ち家だけでなく、賃貸住宅(マンション)、会社の寮やアパートにお住まいの方にもご加入いただけますので、組合員の皆さまの幅広いニーズにお応えします。



どんな保障内容なの?

～もしものときの共済金・見舞金はどのくらい?～

- 被害の程度に応じて、基本部分と自然災害特約部分を合わせた共済金が最高50口\*まで給付されます。  
※住宅の形態や広さにより加入口数の限度があります。



基本部分			自然災害特約部分				
給付の種類	被害の程度	1口あたりの共済金・見舞金	給付の種類	被害の程度	1口あたりの共済金・見舞金		
火災	全焼壊	100万円 共済金	風水雪凍害	損壊	全壊	70万円 共済金	
	半焼壊	50万円 共済金			大規模半壊	50万円 共済金	
	小焼壊	10万円 共済金			半壊	35万円 共済金	
	見舞	5万円限度 見舞金			小壊	10万円 共済金	
風水雪凍害	損壊	全壊			15万円 共済金	見舞	1万円限度 見舞金
		大規模半壊			10万円 共済金	浸水	床上浸水
		半壊	7.5万円 共済金	100cm未満	3.5万円 共済金		
		小壊	5万円 共済金	見舞	1万円限度 見舞金		
浸水	床上浸水	7.5万円 共済金	地震	損壊	全壊	30万円 共済金	
	床下浸水	(10口まで) 1万円 見舞金			大規模半壊	20万円 共済金	
地震	損壊	全壊	(10口まで) 5万円 見舞金		半壊	15万円 共済金	
		大規模半壊	( // ) 3.5万円 見舞金		小壊	10万円 共済金	
		半壊	( // ) 2.5万円 見舞金		見舞	1万円 見舞金	
		小壊	( // ) 1.5万円 見舞金		火災	全焼	(500万円限度) 20万円 共済金
	見舞	( // ) 1万円限度 見舞金	半焼	10万円 共済金			
	その他の住宅災害見舞金	見舞	全焼	(500万円限度) 20万円 共済金	小焼	5万円 共済金	
半焼			10万円 共済金	見舞	1万円限度 見舞金		
生命共済給付金	見舞	1万円限度 見舞金	生命共済給付金	見舞	2万円 -		

民間の火災保険と住宅あんしん共済の掛金比較表

～民間と比較してどのくらい有利なの?～

例 火災保障1,500万円に加入した場合の掛金(年額)の違い

比較の前提条件…火災・風災・水災・破損・汚損保障で比較

- 建物の所在地:東京都 ●建物補償額:1,500万円 ●契約年数:10年間 ●面積:100㎡ ●保険開始日:2018/5/1
- 建築年月:2018/5 ●保険料支払方法:長期一括払い ●物件:専用住宅 H構造(住宅あんしん共済の場合は、木造その他に該当)

各社の掛金(保険料)



※比較に当たっては、同水準の保障内容にて比較しており保障内容は完全に同じではありません。

モデルパターン別最高給付額と掛金(年額)

～賃貸の場合のモデルパターンを教えてください～

モデルパターン①  
独身で賃貸アパート(木造その他)に居住の場合  
5口加入

保障		基本部分給付	自然災害特約部分給付	合計給付	
保障	火災	500万円	-	500万円	
	風水雪凍害	床上(100cm以上)	75万円	350万円	425万円
		床下	37.5万円	35万円	72.5万円
	地震	損壊	5万円	5万円	10万円
		火災	25万円	150万円	175万円
	その他の住宅災害見舞金	100万円	150万円	250万円	
	生命共済給付金	5万円	-	5万円	
掛金(年額)	木造その他	2,500円	6,000円	8,500円	

モデルパターン②  
賃貸マンション(完全耐火)に居住の場合  
20口加入

保障		基本部分給付	自然災害特約部分給付	合計給付	
保障	火災	2,000万円	-	2,000万円	
	風水雪凍害	床上(100cm以上)	300万円	1,400万円	1,700万円
		床下	150万円	140万円	290万円
	地震	損壊	11万円	20万円	31万円
		火災	55万円	600万円	655万円
	その他の住宅災害見舞金	400万円	600万円	1,000万円	
	生命共済給付金	11万円	-	11万円	
掛金(年額)	完全耐火	2,000円	9,000円	11,000円	

—手頃な掛金、大きな保障—

住宅  
あんしん  
共済

# 火災や地震のリスクを ご存知ですか？



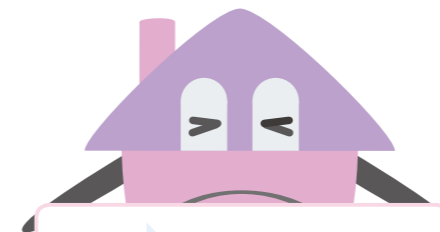
## 貯蓄ではまかなえないリスクに備える

火災や地震はいつ起こるかわかりません。  
そして、一旦起こってしまったときには、その  
被害は甚大です。  
「住宅あんしん共済」は、このような貯蓄では  
まかなえないリスクにしっかりと備えること  
ができる共済なのです。

## 発生頻度は低くても、発生時の損害は大きいのです！



## 自分が注意しただけでは防げない被害もあります！



平成28年の  
出火原因 『第1位』

# 「放火」※

※放火の疑いを含む

- 第2位…たばこ
- 第3位…ガステーブル等
- 第4位…大型ガスこんろ
- 第5位…電気ストーブ

東京消防庁「平成29年版火災の実態」  
※主な出火原因別発生状況上位5件

### 糸魚川市大規模火災 (平成28年12月22日)

- 出火原因は  
中華料理店の鍋の空焚き
- 死者は0人でしたが  
700人以上に避難勧告
- 147棟(全焼120棟)を含む  
約40,000㎡が焼損
- 国内の単一出火延焼火災では  
過去20年間で最大



### この火災でクローズアップされたこと

- 全焼120棟のうち火災保険加入済みで保険金が支払われたのは約70棟(平均金額約1,800万円)
- 火災地域は木造の古い家が多かったということで火災保険に未加入の人も多かった。
- 火災保険に加入済みの人も昔の火災保険契約では下図のとおり支払金額が低く住宅再建が難しかった。

現在の火災保険の建物評価

新価(再調達価額)  
→住宅新築が可能

昔の火災保険の建物評価

時価(新価-経年劣化消耗分)  
→住宅新築が困難



皆さんの火災保険も、是非一度、  
保険金額が新価で設定されているかを確認しましょう！



—手頃な掛金、大きな保障—

住宅  
あんしん  
共済

# なぜ？ どうして？ 「住宅保障」は必要なの？



## 住宅保障の意外な落とし穴

例えば、火災が起こったとき・・・

火元の損害賠償責任を問えないことをご存知ですか？

また、賃貸住宅の火災保険では、ご自身のための保障をまかなえないこともあるということをご存知ですか？

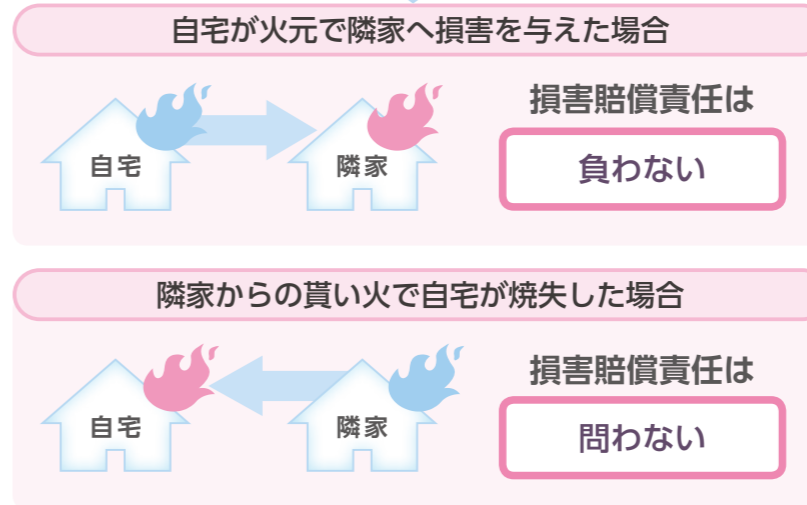
このような意外な落とし穴に備えるためにも「住宅あんしん共済」は必要なのです。

## 火災では損害賠償は成立しません！

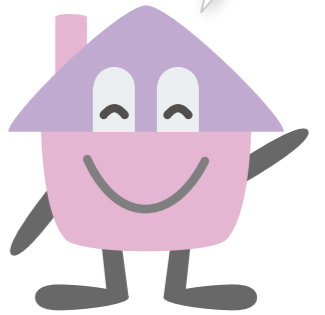
- 法律では通常、他人に迷惑をかけた場合は加害者側の損害賠償責任を認めています。
- しかし、火災の場合は例外で「**失火責任法**」により、多くの場合、**火元の損害賠償責任が免除**されます。

**「失火責任法」**  
(失火ノ責任ニ関スル法律)  
失火の場合、故意または重過失がない限り、不法行為責任を負わない(問わない)ことを規定

つまり



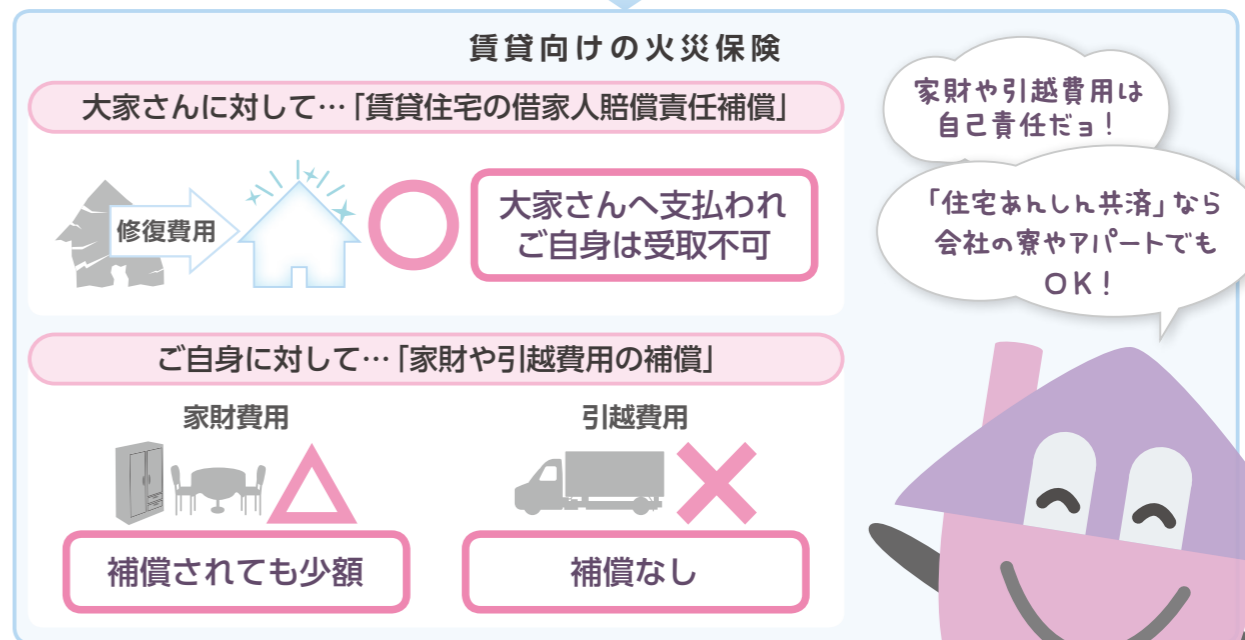
自宅は自己責任で  
しっかり守りましょう！



## 賃貸住宅の火災保険ではまかなえないものもあります！

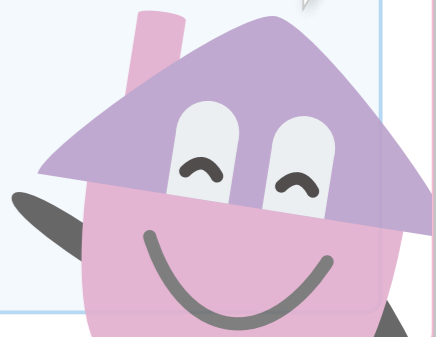
- 賃貸住宅の火災では、賃貸借契約上の原状回復義務が優先され、失火責任法の適用はありません。(不法行為責任はなくても、債務不履行責任はあるのです。)
- でも、家を借りるときに火災保険に入ったから大丈夫だと思っていませんか？

いえいえ、そこには大きな落とし穴が・・・



家財や引越費用は  
自己責任だよ！

「住宅あんしん共済」なら  
会社の寮やアパートでも  
OK！



—手頃な掛金、大きな保障—

**住宅  
あんしん  
共済**

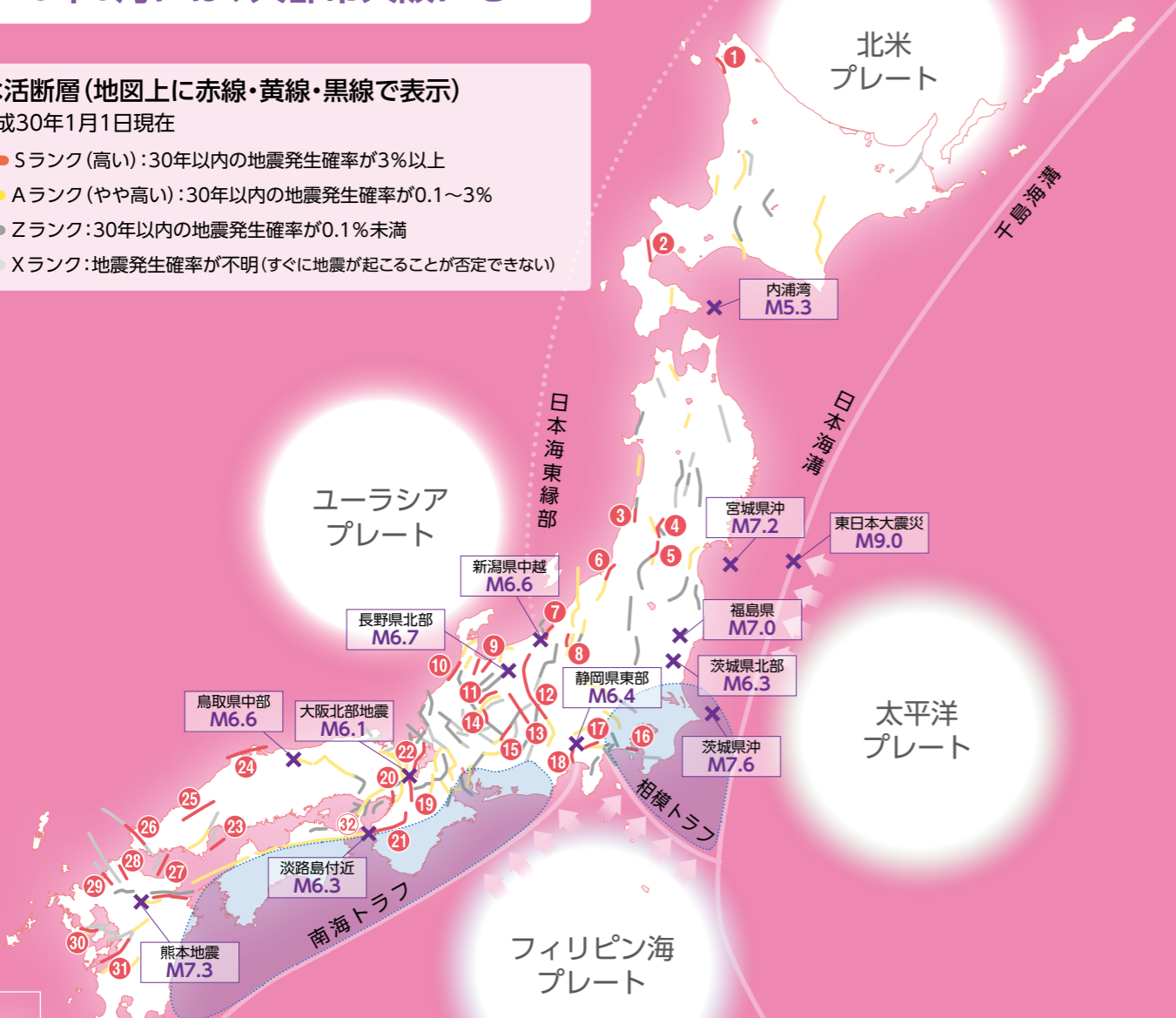
# いつ?どこで? 地震は突然起こります!

東日本大震災以降、なんと!  
全国12カ所以上で、震度6以上を観測!  
2018年6月には、大都市大阪にも…

●主な活断層(地図上に赤線・黄線・黒線で表示)  
※平成30年1月1日現在

- Sランク(高い):30年以内の地震発生確率が3%以上
- Aランク(やや高い):30年以内の地震発生確率が0.1~3%
- Zランク:30年以内の地震発生確率が0.1%未満
- Xランク:地震発生確率が不明(すぐに地震が起こることが否定できない)

過去の地震  
✕東日本大震災以降に起こった  
最大震度6以上の地震  
※近接地域の地震は最もMの大きい地震を表記



## 地震による家屋の倒壊、修繕費用の準備など、地震への備えは大丈夫?

### 活断層の地震

日本列島には約2,000の活断層があると推定され、主要なものだけでも約100の断層があるとされています。従来の評価では熊本地震の発生日点(布田川断層帯)での地震発生確率が極めて低かった教訓を踏まえ、活断層長期評価の表記方法が見直されました。

次の①~⑳は、Sランクの断層帯となります。(※㉑は参考)

名称	地震の規模	
① サロベツ断層帯	M7.6程度	
② 黒松内低地断層帯	M7.3程度以上	
③ 庄内平野東縁断層帯	南部	M6.9程度
④ 新庄内盆地断層帯	東部	M7.1程度
⑤ 山形盆地断層帯	北部	M7.3程度
⑥ 櫛形山脈断層帯	M6.8程度	
⑦ 高田平野断層帯	高田平野東縁	M7.2程度
⑧ 十日町断層帯	西部	M7.4程度
⑨ 砺波平野断層帯・呉羽山断層帯	砺波平野断層帯東部 呉羽山断層帯	M7.0程度 M7.2程度
⑩ 森本・富樫断層帯	M7.2程度	
⑪ 高山・大原断層帯	国府	M7.2程度
⑫ 糸魚川-静岡構造線断層帯	北部 中北部 中南部	M7.7程度 M7.6程度 M7.4程度
⑬ 境峠・神谷断層帯	主部	M7.6程度
⑭ 阿寺断層帯	主部/北部	M6.9程度
⑮ 木曾山脈西縁断層帯	主部/南部	M6.3程度
⑯ 三浦半島断層群	主部/武山 主部/衣笠・北武	M6.6程度 もしくはそれ以上 M6.7程度 もしくはそれ以上

名称	地震の規模	
⑰ 塩沢断層帯	M6.8程度以上	
⑱ 富士川河口断層帯	ケースa ケースb	M8.0程度 M8.0程度
⑲ 奈良盆地東縁断層帯	M7.4程度	
⑳ 上町断層帯	M7.5程度	
㉑ 中央構造線断層帯	石鎚山脈北縁西部	M7.5程度
㉒ 琵琶湖西岸断層帯	北部	M7.1程度
㉓ 安芸灘断層帯	M7.2程度	
㉔ 宍道(鹿島)断層	ケース2	M7.0程度 もしくはそれ以上
㉕ 弥栄断層	M7.7程度	
㉖ 菊川断層帯	中部	M7.6程度
㉗ 周防灘断層帯	周防灘/主部	M7.6程度
㉘ 福智山断層帯	M7.2程度	
㉙ 警固断層帯	南東部	M7.2程度
㉚ 雲仙断層群	南西部/北部	M7.3程度
㉛ 日奈久断層帯	八代海 日奈久	M7.3程度 M7.5程度
㉜ 六甲・淡路島断層帯	阪神・淡路大震災時に活動	

(※)詳細内容については、地震調査研究推進本部HP(<http://www.jishin.go.jp/>)、内閣府防災情報HP(<http://www.bousai.go.jp/>)をご参照ください。

### 首都直下地震 M7.3と想定

首都圏に最大級の被害をもたらす可能性のあるM7クラスの大地震。発生確率は今後30年間で70%程度

国の被害想定 (最悪のケース)	
死者	2万3,000人
倒壊・焼失棟数	61万棟
経済的被害	95兆3,000億円

揺れ	1都3県で震度6強、東京湾岸で震度7
負傷者	12万3,000人
避難者	2週間で720万人
帰宅困難者	1都4県で計800万人
エレベーター内の閉じ込め	1万7,400人
停電	1,220万軒
断水	1,444万人
食料の不足	1週間で3,400万食
飲料水の不足	1週間で1,700万リットル
道路被害	一般道は復旧に1カ月
鉄道被害	東海道・上越・東北新幹線は1週間、一部不通 地下鉄は1週間、JR-私鉄は1カ月の運行停止
空港	羽田、成田が開鎖。羽田は液状化で滑走路の一部が使用できない恐れ
東京湾	岸壁923のうち250で被害。石油コンビナートの危険物製造所9,240のうち60で流出。730が破損など

### 南海トラフ巨大地震 M9.1と想定

南海トラフ沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されているM9クラスの巨大地震。発生確率は不明

国の被害想定 (最悪のケース)	
死者	32万3,000人
倒壊・焼失棟数	238万6,000棟
経済的被害	220兆3,000億円

揺れ	10県151市町村で最大震度7
津波	広範囲で20m超、浸水面積1,015平方キロ
負傷者	62万3,000人
避難者	1週間で950万人
帰宅困難者	中京・京阪神で計1,060万人
エレベーター内の閉じ込め	2万3,000人
停電	2,710万軒
断水	3,440万人
都市ガス供給の停止	180万戸
食料の不足	3日間で3,200万食
飲料水の不足	3日間で4,800万リットル

### ！平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報(新情報)」の運用を開始! (内閣府・気象庁)

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100~150年間で繰り返し発生してきた大規模地震であり、その発生の切迫性が高まってきている中、国は「その発生の可能性が高まった」場合に「南海トラフ地震に関連する情報(以下、新情報)」を発表することを決定しました。

情報の種類	発表条件
新情報の種類と発表条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において調査した結果を発表</li> <li>●南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>●観測された現象を調査した結果、<b>南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった</b>と評価された場合</li> <li>●南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</li> </ul>

「新情報が出た時にどう行動するか」。  
UAゼンセン組合員の皆さんも家族や地域の人たちと一緒に考え、話し合ってみましょう。



—手頃な掛金、大きな保障—

**住宅  
あんしん  
共済**

# ここ数年の大雨の特徴は「局地化」「集中化」「激甚化」!

## 多くの住宅が水害に見舞われ、全半壊、床上・床下浸水に!

### 広島土砂災害

平成26年8月

- 広島市で1時間に101mmの猛烈な雨、安佐南区などで土砂災害が発生
- 死者77人、住宅全壊179棟の被害

### 東北・北海道 台風10号

平成28年8月

- 東北・北海道の各地で被害
- 死者・行方不明者27人、500棟を超える住宅全壊の被害

### 関東・東北豪雨

平成27年9月

- 鬼怒川の堤防が決壊
- 茨城県常総市の面積の1/3が浸水、2万棟近くの住宅が被害

### 平成30年7月豪雨

平成30年7月

- 西日本から東日本の広範囲にわたって集中豪雨
- 死者・行方不明者200人以上、住宅全壊多数の甚大な被害

### 九州北部豪雨

平成29年7月

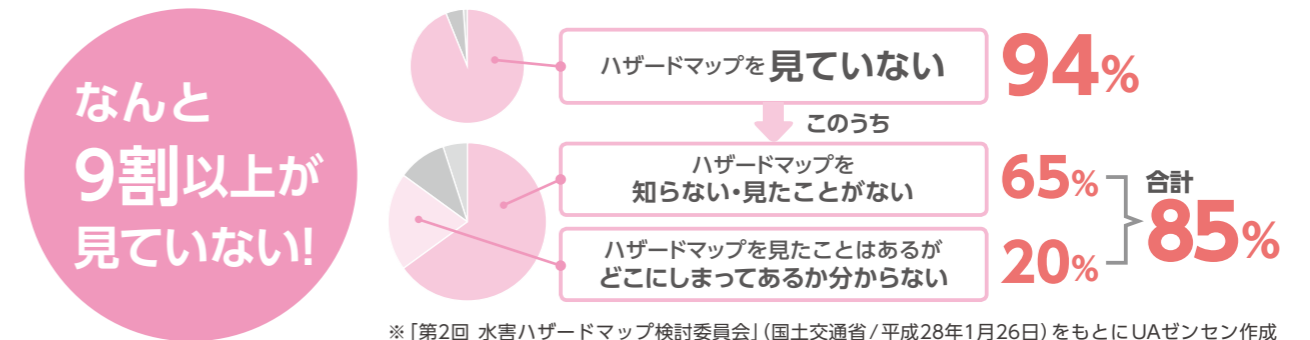
- 福岡県と大分県を中心とする九州北部の集中豪雨
- 死者30人以上、住宅の全半壊、床上・床下浸水など多くの被害

## 水害による家屋の損壊、床上・床下浸水など自然災害への備えは大丈夫?

平成27年9月の関東・東北豪雨では、2万棟以上の住宅に浸水被害が発生し、特に茨城県常総市は、住宅が流される等の大きな被害にあいました。

下図は、災害発生時にハザードマップを見なかった人の日頃のハザードマップの認知状況です。

Q:災害発生時にハザードマップを見ましたか?



## 床上1mに満たない浸水は「公的支援なし」

- 水害の際の公的支援は限定的で、生活再建は自助努力が実情
- 関東・東北豪雨、九州北部豪雨、平成30年7月豪雨で多くの市町村に被災者生活再建法\*が適用
  - ※対象:10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村、100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- 市町村の発行する「罹災証明書」では、洪水による浸水の被害区分が右表のように判定  
罹災証明書で、自宅が「全壊」「大規模半壊」だと被災者生活再建支援金の対象で、「半壊」「半壊に至らない」場合は対象外

被災者生活再建支援金(水害)						
住宅の被害程度	被害状況	基礎支援金		加算支援金		支援金額合計
		金額	住宅の再建方法	金額		
全壊解体長期避難	浸水深の一番浅い部分が1階天井まで達したものの	100万円	建築・購入	200万円	300万円	
			補修	100万円	200万円	
			賃貸	50万円	150万円	
大規模半壊	浸水深の一番浅い部分が床上1mまで達したものの	50万円	建築・購入	200万円	250万円	
			補修	100万円	150万円	
			賃貸	50万円	100万円	
半壊	浸水深の一番浅い部分が床上まで達したが床上1mには達していないもの				対象外	
半壊に至らない	床上まで達していないもの				対象外	

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

## 復旧には足りない!—被災者生活再建支援金—

被災者生活再建支援金 = 基礎支援金 + 加算支援金 = 最高でも300万円

住宅の被害程度に応じた「基礎支援金」と、その後の住宅の再建方法等に応じた「加算支援金」の2つを合わせても最高300万円

復旧には足りない!

## 家財への損害もあるはず!

2LDK  
58㎡の場合  
1戸あたり

復旧時の費用は大変!

床上浸水復旧工事費用の相場

**300万円~600万円**  
の費用がかかります。

㎡あたり、  
約5万円~10万円

床上・床下浸水復旧に  
一体いくらかかるの?

床下浸水復旧工事費用の相場

**21万円~25万円**  
の費用がかかります。

㎡あたり、  
約2,000円前後

# 今一度、お住いの地域のハザードマップを確認し 水害保障の必要性を考えよう

- 水害時の公的支援だけでなく自助努力として火災保険(共済)で水害に備えよう。
- 民間の火災保険と住宅あんしん共済の違いもチェックしよう。

民間の火災保険	住宅あんしん共済なら
床下浸水保障 <b>なし</b> ×	床下浸水保障 <b>あり</b> ⊙
<b>住宅あんしん共済保障内容</b> <small>※基本+特約での最高給付</small>	
床上浸水(100cm以上)	床下浸水
<b>725万円</b>	<b>64万円</b>



では、皆さまがお住いの地域に、どのような自然災害リスクがあるのか、水害には何を目安に備えればよいのかを考える上で有効なのが、自治体が作成している**ハザードマップ**です。

## ハザードマップ(被害予測地図)の重要性

ハザードマップは、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの

- 予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所等の情報を既存の地図上に図示
- ハザードマップの利用で、災害発生時に迅速・的確に避難が可能であり、二次災害発生予想箇所を避けることができるため、災害による被害の低減にあたり非常に有効

メニュー	内容
①重ねるハザードマップ	洪水・土砂災害・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴・成り立ちなどを地図や写真に自由に重ねて表示できます。 機能① ある地点の自然災害リスクをまとめて調べることが可能 機能② 個々の防災情報を重ね合わせた閲覧が可能 機能③ 複数の市町村・流域(河川)にまたがって、シームレスな閲覧が可能 機能④ その他の主な機能(洪水によって想定される浸水深の表示、透過率の調整)
②わがまちハザードマップ	各市町村が作成したハザードマップへリンクします。 地域ごとの様々な種類のハザードマップ*を閲覧できます。 (*): 洪水、内水、土砂災害、高潮、三大湾の高潮浸水予想、津波、火山、震度被害、地盤被害

①重ねるハザードマップ



②わがまちハザードマップ



## 国土交通省「ハザードマップポータルサイト」を

スマホのホーム画面に**登録しておこう!**

URL:<https://disaportal.gsi.go.jp>

ハザードマップ

検索



- マイホームをお持ちの方も、これから購入の方も、是非ハザードマップを活用し、住まいのリスク傾向を把握し、今一度、水害保障の必要性を考えよう。
- ただし、火災保険は「入っていればよい」というものではなく、水害補償は確保されているのか、最大補償額はいくらなのかもあわせて確認しよう。

UAゼンセンでは、  
組合員の皆さんのニーズを汲み取りながら、  
床下浸水の給付を新設したように、  
常に制度改善に取り組んでいます。

—手頃な掛金、大きな保障—  
**住宅あんしん共済**

# 火災や自然災害から組合員の皆さまの暮らしを守る 住宅あんしん共済 10の特長

特長

① 100%自家運営により **手頃な掛金で大きな保障** を実現

- UAゼンセンは「自家共済」なので、民間の火災保険のように収益を上げる必要がありません。
- 組合活動で募集するので募集コストや広告宣伝費がかからず掛金が割安です。

特長

② 掛金は **全国一律** なので安心

- 住宅あんしん共済は、UAゼンセンを中心とした「加入者同士の助け合い」の制度です。
- 「相互扶助」の精神を基本としているので、民間の火災保険のように地域による掛金の差をつける必要がありません。



住宅あんしん共済は…

2017年に掛金を一部 **DOWN!**

しかも

**全国一律掛金**

なぜこんなに  
差があるのでしょうか。



それは共済制度が、  
**相互扶助の精神** で成り立っていて、  
**仲間の助け合い** の制度  
だからなんだよ!

特長

③ 地震保障が **基本保障にセット**

- 民間の火災保険は、風水雪害の免責、凍害は給付対象外の会社もあり、地震保険は別途「追加加入」が必要なのに対して、住宅あんしん共済には、**最初から「凍害」や「地震」の保障がセット**されています。
- 自然災害特約への加入で、**地震保障を更に手厚く**することができます。

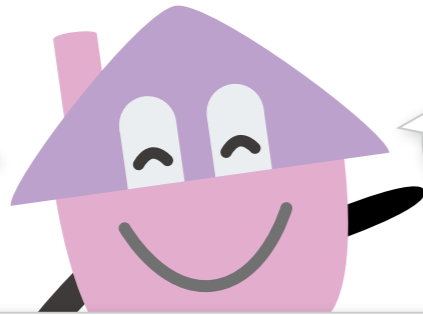
特長

④ 加入者の死亡時に **生命共済給付金** をお支払い

- 民間の火災保険には、死亡見舞金がないのに対して、住宅あんしん共済は、1口2万円(個人最高100万円、団体最高12万円)の生命共済給付金があります。



民間の火災保険と異なる  
ポイントもチェック!



住宅あんしん共済は…  
掛金も保障も  
シンプルでわかりやすい!

特長

**5** 持ち家でも **名義は問わず** 賃貸でも加入可能

- 民間の火災保険が本人名義でしか加入できないのに対して、住宅あんしん共済は組合員が居住している建物(他人名義でも加入可能)ならOKなので、転勤時も安心です。

特長

**6** **築年数は問わず** 加入口数でお支払い

- 民間の火災保険は査定による実損払いで免責の場合は減額されるのに対して、住宅あんしん共済は規定による定額払いで免責がなく全額お支払いします。
- なお、住宅区分と広さで加入口数を制限しています。

特長

**7** 自然災害特約の付加により **風水雪凍害 浸水・地震** の保障を手厚く **カバー**

- 基本部分の加入口数を上限に1口から加入できます。

特長

**8** 住宅ローンに対する **質権設定** も可能

- 詳細は、生活応援・共済事業局 住宅あんしん共済までお問い合わせください。

特長

**9** **退職後の保障** も「シルバー共済」への移行で万全

- シルバー共済は、住宅あんしん共済に個人加入している方が、退職または満68歳を迎えられたときに、個人加入の期限切れ日から移行して加入できる制度です。
- また、本人死亡の場合は配偶者で継続できます。

特長

**10** 相互扶助の精神に則り **組合員の立場** にたって運営

- UAゼンセンは、安心の提供と保障の充実に努めています。

**住宅保障(火災保険)見直しのここがポイント!**

**1** 火災保険に見直しは必要なの?

一度加入してしまえば見直し機会が少ないのが火災保険。「5年一括の長期契約で支払いがおトクだから見直しは必要ない!」そんなことを思っていないか?

実は、火災保険にも下図のようなさまざまな要素で見直しのタイミングがあります。



- 「建物の補償額は最適なのか」「床下浸水の保障はあるのか」「家財保障が家族構成にあっているのか」等々、保障内容を見直すことで、「払い過ぎを防ぐ」「補償が足りない事態を防ぐ」ことができるのです。

**2** ご家族(夫婦・子ども2人)向け見直しモデルプラン

[前提条件] 持ち家 一戸建て(木造) 135㎡ 15年前に建築 東京在住

A 損保に加入済み		住宅あんしん共済へ見直し	
建物3,000万円/家財1,000万円/地震各々×30% /保険料は火災及び地震(5年契約/年払い)		基本部分+自然災害特約各々40口加入	
1年間の掛金	約 <b>104,500円</b> (1年相当分)	1年間の掛金	<b>68,000円</b> (年額)
最高保障額		最高保障額	
火災など……………4,000万円	地震損壊……………1,200万円	火災など……………4,000万円	地震損壊……………1,265万円
風水雪……………4,000万円	地震火災……………1,200万円	風水雪凍害……………3,400万円	地震火災……………1,700万円
床上浸水……………損害額に応じて	※盗難・水漏れ等は限度額あり	床上浸水(100cm以上)……………580万円	その他住宅災害……………13万円
		床下浸水……………53万円	生命共済給付……………80万円

(注)水害が補償されないタイプの火災保険もあり。

民間の火災保険を住宅あんしん共済に見直したことで

- 見直し前よりも保障内容が充実し、引越費用等にも資金の活用が可能に!
- さらに、民間損保の火災保険では保障されない床下浸水への備えも万全!
- しかも、掛金は**ダウン!**

手頃な掛金で  
最適な保障を実現!

組合員の声

● 災害後の給付が早くて大助かり!  
災害後の給付申請をスムーズに処理していただき、また、実際の支払いも迅速に対応いただきました。大変助かりました。

新築後の住まいの保障も、また是非、住宅あんしん共済にお世話になろうと思っています。  
(茨城県/50代/男性)



● 木目細やかな相談に大変感謝!  
民間の火災保険の内容があまり理解できずに、住宅あんしん共済に相談したところ、担当の方には親身になって説明いただき大変感謝しています。次回の更新のときは是非住宅あんしん共済に乗り換えたいと考えています。

大変感謝しています。次回の更新のときは是非住宅あんしん共済に乗り換えたいと考えています。  
(神奈川県/40代/女性)



お住まいのことわからないことがあったら  
まずは住宅あんしん共済に  
相談しよう!





# ご加入の流れ

ご加入の際には、次の流れに沿って、加入条件、保障の範囲、住宅構造区分、保障額の目安、基本部分の掛金、特約の付帯等を確認してください。



## STEP1 加入条件の確認

1 加入資格、2 対象となる建物、3 加入できる建物の範囲等を確認してください。

### 1 加入資格

#### 基本部分

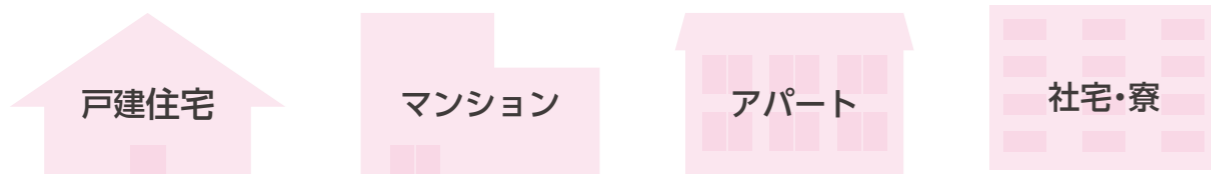
UAゼンセンに加盟している組合の満68歳未満の組合員および組合事務所が加入できます。

#### 自然災害特約部分

基本部分に個人加入している方が加入できます。

※詳細は、P27「ご加入にあたって1加入資格」をご参照ください。

### 2 対象となる建物



※自家(持ち家)だけでなく、借家でも加入できます。

### 3 加入できる建物の範囲

- ① **住宅** (自家<sup>\*1</sup>・借家) 組合員本人が主たる生活をしている住宅(自家<sup>\*1</sup>・借家) 1箇所
- ② **自家<sup>\*2</sup>** (空家/親族居住) 自家<sup>\*2</sup>で空家および1親等以内の親族が居住する住宅 1箇所
- ③ **住宅** (自家<sup>\*1</sup>・借家) 転勤して、家族<sup>\*3</sup>を残している住宅(自家<sup>\*1</sup>・借家) 1箇所

● 通常の場合は①、②の**最大2箇所**  
● 転勤した場合は①、②、③の**最大3箇所**に、加入できます。

**ご注意ください。**  
他人に貸している住宅

※他人に貸している住宅はご加入いただけません、ご注意ください。

※1 名義は問いません。  
※2 本人または、配偶者名義の住宅。  
※3 家族とは配偶者と子に限ります。

※4 団体加入の海外赴任者で国内に「加入できる住宅」がない場合に限り海外住宅が給付の対象となります。  
※5 シルバー共済の加入者(個人加入からシルバー共済に移行した方を含む)は、本人が居住する住宅1箇所となります。

## STEP2 保障範囲の確認

保障(給付)の範囲を確認してください。

基本部分		自然災害特約部分
火災など	住宅火災(地震のときの火災を除く)による被害 航空機の墜落、車両突入(第三者による加害行為)、爆発、落雷、水漏れ、第三者の加害行為、空き巣による被害 など	 ● 風水雪凍害による損壊被害 ● 浸水被害による床上・床下浸水 ● 地震による損壊被害 ● 地震のときの火災による被害 など
風水雪凍害	台風、豪雨、ひょう、降雪、凍結による被害 など	
浸水	床上浸水・床下浸水による被害 など	
地震	地震による損壊被害 地震のときの火災による被害 など	
その他の住宅災害見舞金	落雷による家電機器の被害 白アリによる被害 など	
生命共済給付金	死亡	

**基本部分+自然災害特約で更に手厚く保障されます!**

## STEP3 住宅構造区分の確認

住宅構造により掛金が異なりますので、共済の対象となる住宅の構造区分を確認してください。

1 準耐火住宅の住宅構造は、次のいずれかで確認しましょう!

- ① 建築確認申請書
- ② 建築業者による証明書
- ③ 損害保険会社等の判定済みの構造区分

④ 準耐火住宅で①~③のいずれかで確認ができない場合は、P32「**建物構造証明書 準耐火住宅専用**」に施工者、ハウスメーカー、販売者から証明を受けてご提出ください。

**注意** 準耐火住宅でお申し込みの場合でも、①~④のいずれかの証明書がない場合は、木造その他住宅での加入となります。

2 同じ敷地に家屋が2つ以上ある場合の取扱いにご注意ください!

① 同一世帯の場合は合計して1つの住居とみなして、次の認定基準で取扱います。

同一敷地内の家屋1	同一敷地内の家屋2	同一敷地内の家屋3	認定基準
準耐火住宅	準耐火住宅	準耐火住宅	すべて準耐火住宅に該当 → <b>準耐火住宅</b>
準耐火住宅	木造その他住宅	準耐火住宅	ひとつでも木造その他の住宅に該当 → <b>木造その他住宅</b>

② 特定家屋のみを「準耐火住宅」として加入したい場合

- 次の書類をご提出いただくことでご加入いただけます。
- 準耐火住宅構造を確認できる書類 (①を参照)
- 家屋を特定できる敷地の図面 (手書き可)

## STEP4 保障額の目安の確認

保障額の目安は、お住まいの住宅が「持ち家(家族・知人等からの無償貸与等を含む)」か「賃貸」か、住宅の「構造や広さ」、どんな住宅を再建したいか等、さまざまな条件によって変わってきますので、以下を目安にしてください。

### 持ち家にお住まいの場合(家族・知人等からの無償貸与等を含む)

ご自身の保障額の目安としては、

① 住宅の保障額の目安(住宅の建替え費用・残骸処理費用等)



② 住宅以外の保障額の目安(家財の買替え費用・新しいお住まいへの引越費用等)

の保障を準備します。

### 賃貸住宅にお住まいの場合

大家さん所有の住宅については「借家人賠償責任補償」でカバーされるケースがほとんどですので、

ご自身の保障額の目安としては、

② 住宅以外の保障額の目安(家財の買替え費用・新しいお住まいへの引越費用等)

の保障のみを準備します。

#### ① 住宅の保障額の目安

(住宅の建替え費用・残骸処理費用等)

住宅構造	住宅の広さ		
	20坪	30坪	40坪
完全耐火・準耐火	1,940万円 ～ 1,440万円	2,910万円 ～ 2,160万円	3,880万円 ～ 2,880万円
	1,680万円 ～ 1,240万円	2,520万円 ～ 1,860万円	3,360万円 ～ 2,480万円
木造その他			

(UAゼンセン調べ)



#### ② 住宅以外の保障額の目安

(家財の買替え費用・新しいお住まいへの引越費用等)

住宅延面積	世帯主年齢	単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪以上	30歳未満	510万円	920万円	1,025万円	1,130万円	1,240万円
	30歳以上 ～ 40歳未満	610万円	1,320万円	1,425万円	1,530万円	1,640万円
	40歳以上	710万円	1,820万円	1,925万円	2,030万円	2,040万円
10坪未満		上記の額、または710万円のいずれか少ない額				

(UAゼンセン調べ)

## STEP5 基本部分掛金の決定

① 掛金は住宅構造により異なります。

基本部分 年額掛金	完全耐火住宅	準耐火住宅	木造その他住宅
	1口	1口	1口
	100円	250円	500円
	個人最高50口加入なら 5,000円	個人最高50口加入なら 12,500円	個人最高50口加入なら 25,000円

② 住宅の形態や広さにより加入口数の限度があります。

基本部分 加入口数	区分	自家(持ち家)			借家	
	住宅の種類	住宅建物の延べ床面積			独立住宅	共同住宅
		132㎡(40坪)以上	132㎡(40坪)未満 ～66㎡(20坪)以上	66㎡(20坪)未満	完全耐火/マンション・公団住宅、 準耐火および木造/2戸建以下	複身 居住者
加入口数 限度		3口～50口	3口～40口	3口～30口	3口～20口	3口～15口 3口～5口

(注)完全耐火住宅の独身寮は、借家/共同住宅/単身居住者となります。

## STEP6 特約付帯の選択と掛金の決定

① 「基本部分」に加えて風水雪凍害、浸水、地震の保障を更に手厚くしたい方は、「自然災害特約」を上乗せしてください。

自然災害特約部分 年額掛金	完全耐火住宅	準耐火住宅	木造その他住宅
	1口	1口	1口
	450円	650円	1,200円
	個人最高50口加入なら 22,500円	個人最高50口加入なら 32,500円	個人最高50口加入なら 60,000円

② 加入口数は、基本部分の加入口数を上限に次のとおりとなります。

自然災害特約部分 加入口数	区分	自家(持ち家)			借家	
	住宅の種類	住宅建物の延べ床面積			独立住宅	共同住宅
		132㎡(40坪)以上	132㎡(40坪)未満 ～66㎡(20坪)以上	66㎡(20坪)未満	完全耐火/マンション・公団住宅、 準耐火および木造/2戸建以下	複身 居住者
加入口数 限度		基本部分の加入口数を上限に、1口から希望口数に加入することができます。				

(注)完全耐火住宅の独身寮は、借家/共同住宅/単身居住者となります。

# 保障(給付)内容早見表

※5口単位で表記していますが1口単位で希望口数に加入することができます。

給付の種類	被害の程度	給付額 / 1口	加入口数による給付額											給付額の計算と確認事項	
			5口	10口	15口	20口	25口	30口	35口	40口	45口	50口			
① 火災・航空機の墜落・ 車両突入・爆発・ 落雷など	全焼壊	100万円	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
	半焼壊	50万円	250	500	750	1,000	1,250	1,500	1,750	2,000	2,250	2,500	共済金	〃	
	小焼壊	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	共済金	〃	
	見舞	5万円限度	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250	見舞金	修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。	
② 風水雪凍害	全壊	15万円	75	150	225	300	375	450	525	600	675	750	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
	大規模半壊	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	共済金	〃	
	半壊	7.5万円	37.5	75	112.5	150	187.5	225	262.5	300	337.5	375	共済金	〃	
	小壊	5万円	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250	共済金	〃	
③ 浸水	1 床上浸水	7.5万円	37.5	75	112.5	150	187.5	225	262.5	300	337.5	375	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
	2 床下浸水	(10口まで) 1万円	5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	見舞金	11口以降は、給付金の1割(1,000円)が加算されます。ただし、復旧にかかった費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。	
④ 地震災害	1 損壊	全壊	(10口まで) 5万円	25	50	52.5	55	57.5	60	62.5	65	67.5	70	見舞金	11口以降は、各見舞金の1割(全壊5,000円、大規模半壊3,500円、半壊2,500円、小壊1,500円、見舞1,000円)が加算されます。
		大規模半壊	(〃) 3.5万円	17.5	35	36.75	38.5	40.25	42	43.75	45.5	47.25	49		
		半壊	(〃) 2.5万円	12.5	25	26.25	27.5	28.75	30	31.25	32.5	33.75	35		
		小壊	(〃) 1.5万円	7.5	15	15.75	16.5	17.25	18	18.75	19.5	20.25	21		
	2 火災	全焼	(500万円限度) 20万円	100	200	300	400	500	500	500	500	500	500	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。ただし500万円限度(団体加入を含みません。)
		半焼	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
		小焼	5万円	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250	共済金	〃
		見舞	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	見舞金	修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。
⑤ その他の住宅災害見舞金	(10口まで) 1万円限度	5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	見舞金	11口以降は、給付金の1割(1,000円)が加算されます。		
⑥ 生命共済給付金	2万円	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100				

基本部分の加入口数を上限に、1口から希望口数に加入することができます。

給付の種類	被害の程度	給付額 / 1口	加入口数による給付額											給付額の計算と確認事項	
			5口	10口	15口	20口	25口	30口	35口	40口	45口	50口			
⑦ 風水雪凍害	損壊	全壊	70万円	350	700	1,050	1,400	1,750	2,100	2,450	2,800	3,150	3,500	共済金	基本部分②にプラスして給付します。
		大規模半壊	50万円	250	500	750	1,000	1,250	1,500	1,750	2,000	2,250	2,500	共済金	〃
		半壊	35万円	175	350	525	700	875	1,050	1,225	1,400	1,575	1,750	共済金	〃
		小壊	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	共済金	〃
		見舞	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	見舞金	基本部分②の超過金額を給付します。修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。
⑧ 浸水	1 床上浸水	100cm以上	7万円	35	70	105	140	175	210	245	280	315	350	共済金	基本部分③-1にプラスして給付します。
		100cm未満	3.5万円	17.5	35	52.5	70	87.5	105	122.5	140	157.5	175	共済金	〃
	2 床下浸水	1万円	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	見舞金	基本部分③-2の超過金額を給付します。復旧にかかった費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。	
⑨ 地震災害	1 損壊	全壊	30万円	150	300	450	600	750	900	1,050	1,200	1,350	1,500	共済金	基本部分④-1にプラスして給付します。
		大規模半壊	20万円	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000	共済金	〃
		半壊	15万円	75	150	225	300	375	450	525	600	675	750	共済金	〃
		小壊	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	共済金	〃
	2 火災	全焼	30万円	150	300	450	600	750	900	1,050	1,200	1,350	1,500	共済金	基本部分④-1の超過金額を給付します。修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。
		半焼	15万円	75	150	225	300	375	450	525	600	675	750	共済金	〃
		小焼	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	共済金	〃
		見舞	1万円	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	見舞金	基本部分④-2の超過金額を給付します。修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。

注意事項 ● 2010年4月「保険法」が施行されました。「保険と同等の内容を有する住宅あんしん共済」は保険法の適用となりますので、民間火災保険やその他共済にご加入の方は住宅あんしん共済までご相談ください。

● 「基本部分①、②、④」および「自然災害特約⑦、⑨」の全焼・全壊の共済金を受取った場合、残り期間の権利を喪失します。ただし、新規加入することができます。(全焼・全壊以外の場合は、権利が継続します。)

● 「基本部分①」の全焼壊で共済金を受取った場合「自然災害特約」からの給付がありませんので、残月数の掛金を返戻します。

● 天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災、住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金、見舞金の全部または一部が給付されないことがあります。



# 掛金(年額)一覽表

加入 口数	基本部分										
	掛金(年額)			火災・住宅災害保障							
	完全耐火 住宅	準耐火 住宅	木造 その他の 住宅	火災 (全焼)	風水雪凍害 損壊 (全壊)	浸水		地震		その他の 住宅災害	生命共済
円	円	円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	
1	100	250	500	100	15	7.5	1.0	5.0	20	1.0	2
2	200	500	1,000	200	30	15.0	2.0	10.0	40	2.0	4
3	300	750	1,500	300	45	22.5	3.0	15.0	60	3.0	6
4	400	1,000	2,000	400	60	30.0	4.0	20.0	80	4.0	8
5	500	1,250	2,500	500	75	37.5	5.0	25.0	100	5.0	10
6	600	1,500	3,000	600	90	45.0	6.0	30.0	120	6.0	12
7	700	1,750	3,500	700	105	52.5	7.0	35.0	140	7.0	14
8	800	2,000	4,000	800	120	60.0	8.0	40.0	160	8.0	16
9	900	2,250	4,500	900	135	67.5	9.0	45.0	180	9.0	18
10	1,000	2,500	5,000	1,000	150	75.0	10.0	50.0	200	10.0	20
11	1,100	2,750	5,500	1,100	165	82.5	10.1	50.5	220	10.1	22
12	1,200	3,000	6,000	1,200	180	90.0	10.2	51.0	240	10.2	24
13	1,300	3,250	6,500	1,300	195	97.5	10.3	51.5	260	10.3	26
14	1,400	3,500	7,000	1,400	210	105.0	10.4	52.0	280	10.4	28
15	1,500	3,750	7,500	1,500	225	112.5	10.5	52.5	300	10.5	30
16	1,600	4,000	8,000	1,600	240	120.0	10.6	53.0	320	10.6	32
17	1,700	4,250	8,500	1,700	255	127.5	10.7	53.5	340	10.7	34
18	1,800	4,500	9,000	1,800	270	135.0	10.8	54.0	360	10.8	36
19	1,900	4,750	9,500	1,900	285	142.5	10.9	54.5	380	10.9	38
20	2,000	5,000	10,000	2,000	300	150.0	11.0	55.0	400	11.0	40
21	2,100	5,250	10,500	2,100	315	157.5	11.1	55.5	420	11.1	42
22	2,200	5,500	11,000	2,200	330	165.0	11.2	56.0	440	11.2	44
23	2,300	5,750	11,500	2,300	345	172.5	11.3	56.5	460	11.3	46
24	2,400	6,000	12,000	2,400	360	180.0	11.4	57.0	480	11.4	48
25	2,500	6,250	12,500	2,500	375	187.5	11.5	57.5	500	11.5	50
26	2,600	6,500	13,000	2,600	390	195.0	11.6	58.0	500	11.6	52
27	2,700	6,750	13,500	2,700	405	202.5	11.7	58.5	500	11.7	54
28	2,800	7,000	14,000	2,800	420	210.0	11.8	59.0	500	11.8	56
29	2,900	7,250	14,500	2,900	435	217.5	11.9	59.5	500	11.9	58
30	3,000	7,500	15,000	3,000	450	225.0	12.0	60.0	500	12.0	60
31	3,100	7,750	15,500	3,100	465	232.5	12.1	60.5	500	12.1	62
32	3,200	8,000	16,000	3,200	480	240.0	12.2	61.0	500	12.2	64
33	3,300	8,250	16,500	3,300	495	247.5	12.3	61.5	500	12.3	66
34	3,400	8,500	17,000	3,400	510	255.0	12.4	62.0	500	12.4	68
35	3,500	8,750	17,500	3,500	525	262.5	12.5	62.5	500	12.5	70
36	3,600	9,000	18,000	3,600	540	270.0	12.6	63.0	500	12.6	72
37	3,700	9,250	18,500	3,700	555	277.5	12.7	63.5	500	12.7	74
38	3,800	9,500	19,000	3,800	570	285.0	12.8	64.0	500	12.8	76
39	3,900	9,750	19,500	3,900	585	292.5	12.9	64.5	500	12.9	78
40	4,000	10,000	20,000	4,000	600	300.0	13.0	65.0	500	13.0	80
41	4,100	10,250	20,500	4,100	615	307.5	13.1	65.5	500	13.1	82
42	4,200	10,500	21,000	4,200	630	315.0	13.2	66.0	500	13.2	84
43	4,300	10,750	21,500	4,300	645	322.5	13.3	66.5	500	13.3	86
44	4,400	11,000	22,000	4,400	660	330.0	13.4	67.0	500	13.4	88
45	4,500	11,250	22,500	4,500	675	337.5	13.5	67.5	500	13.5	90
46	4,600	11,500	23,000	4,600	690	345.0	13.6	68.0	500	13.6	92
47	4,700	11,750	23,500	4,700	705	352.5	13.7	68.5	500	13.7	94
48	4,800	12,000	24,000	4,800	720	360.0	13.8	69.0	500	13.8	96
49	4,900	12,250	24,500	4,900	735	367.5	13.9	69.5	500	13.9	98
50	5,000	12,500	25,000	5,000	750	375.0	14.0	70.0	500	14.0	100

※ 1 住宅の構造・形態については、P28「ご加入にあたって④掛金(年額)」をご参照ください。

※ 2 基本部分のみの加入、または基本部分+自然災害特約部分の加入ができます。

加入 口数	自然災害特約部分							
	掛金(年額)			自然災害保障				
	完全耐火 住宅	準耐火 住宅	木造 その他の 住宅	風水雪凍害 損壊 (全壊)	浸水		地震	
円	円	円	万円	万円	万円	万円	万円	
1	450	650	1,200	70	7	1	30	30
2	900	1,300	2,400	140	14	2	60	60
3	1,350	1,950	3,600	210	21	3	90	90
4	1,800	2,600	4,800	280	28	4	120	120
5	2,250	3,250	6,000	350	35	5	150	150
6	2,700	3,900	7,200	420	42	6	180	180
7	3,150	4,550	8,400	490	49	7	210	210
8	3,600	5,200	9,600	560	56	8	240	240
9	4,050	5,850	10,800	630	63	9	270	270
10	4,500	6,500	12,000	700	70	10	300	300
11	4,950	7,150	13,200	770	77	11	330	330
12	5,400	7,800	14,400	840	84	12	360	360
13	5,850	8,450	15,600	910	91	13	390	390
14	6,300	9,100	16,800	980	98	14	420	420
15	6,750	9,750	18,000	1,050	105	15	450	450
16	7,200	10,400	19,200	1,120	112	16	480	480
17	7,650	11,050	20,400	1,190	119	17	510	510
18	8,100	11,700	21,600	1,260	126	18	540	540
19	8,550	12,350	22,800	1,330	133	19	570	570
20	9,000	13,000	24,000	1,400	140	20	600	600
21	9,450	13,650	25,200	1,470	147	21	630	630
22	9,900	14,300	26,400	1,540	154	22	660	660
23	10,350	14,950	27,600	1,610	161	23	690	690
24	10,800	15,600	28,800	1,680	168	24	720	720
25	11,250	16,250	30,000	1,750	175	25	750	750
26	11,700	16,900	31,200	1,820	182	26	780	780
27	12,150	17,550	32,400	1,890	189	27	810	810
28	12,600	18,200	33,600	1,960	196	28	840	840
29	13,050	18,850	34,800	2,030	203	29	870	870
30	13,500	19,500	36,000	2,100	210	30	900	900
31	13,950	20,150	37,200	2,170	217	31	930	930
32	14,400	20,800	38,400	2,240	224	32	960	960
33	14,850	21,450	39,600	2,310	231	33	990	990
34	15,300	22,100	40,800	2,380	238	34	1,020	1,020
35	15,750	22,750	42,000	2,450	245	35	1,050	1,050
36	16,200	23,400	43,200	2,520	252	36	1,080	1,080
37	16,650	24,050	44,400	2,590	259	37	1,110	1,110
38	17,100	24,700	45,600	2,660	266	38	1,140	1,140
39	17,550	25,350	46,800	2,730	273	39	1,170	1,170
40	18,000	26,000	48,000	2,800	280	40	1,200	1,200
41	18,450	26,650	49,200	2,870	287	41	1,230	1,230
42	18,900	27,300	50,400	2,940	294	42	1,260	1,260
43	19,350	27,950	51,600	3,010	301	43	1,290	1,290
44	19,800	28,600	52,800	3,080	308	44	1,320	1,320
45	20,250	29,250	54,000	3,150	315	45	1,350	1,350
46	20,700	29,900	55,200	3,220	322	46	1,380	1,380
47	21,150	30,550	56,400	3,290	329	47	1,410	1,410
48	21,600	31,200	57,600	3,360	336	48	1,440	1,440
49	22,050	31,850	58,800	3,430	343	49	1,470	1,470
50	22,500	32,500	60,000	3,500	350	50	1,500	1,500

※ 3 自然災害特約は、基本部分の加入口数を上限に1口から加入できます。自然災害特約のみ加入することはできません。

※ 4 自然災害特約加入者は、基本部分掛金+自然災害特約部分掛金=年間掛金となります。

# 支払対象事由と給付の認定基準

## 1. 基本部分

### 1 火災などのとき (火災、航空機の墜落、車両突入、爆発、落雷、水漏れ、第三者の加害行為、空き巣による家屋の被害)

#### 支払対象事由



#### 認定基準および確認事項

- 住宅火災(地震のときの火災を除く)が基本対象です。(隣家からの類焼による被害も含まれます)
- 車両突入は、家族および同居者以外の第三者による加害行為が対象です。(事故証明の提出が必要です)
- 次の場合は見舞金の対象となります。
  - ①外因により(道路工事など)突発的に生じた住宅内の水道管、排水管の亀裂および破損による水漏れ。ただし、時間の経過により生じた直接原因の証明が困難な被害、宅地の地盤沈下や土砂崩れによる建物以外の被害は対象外となります。

- ②共同住宅で上階の住人による水漏れが原因の被害(加入者が加害者の場合は対象外)。
- ③家族および同居者以外の第三者の加害行為による外部から受けた投石などによる災害。
- ④空き巣など第三者の外部から受けた加害行為による住宅災害(警察署の証明書提出)。
- ⑤住宅の一部とみなす設備、機器(エアコンの室外機、給水設備、給湯設備およびソーラー発電設備)が焼壊した場合や、風呂の空焚き(釜・浴槽部分)。ただし、買替えた場合は、購入使用年数および購入時の価格を基に減額率を適用します。
- 畳、床部分に接着したカーペット類、フローリングの焼き焦がし被害は、1口1万円×加入口数が限度です。
- 半焼壊、小焼壊は、被害の程度により、1口につき最高10万円まで付加給付される場合があります。
- 見舞は修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。

### 2 風水雪凍害 (台風、豪雨、ひょう、降雪、凍結による被害)

#### 支払対象事由



#### 認定基準および確認事項

- 公的に証明できる天災であることが必要です。(証明は新聞記事などで可)
- 突発的な外因による直接の被害が対象であり、二次的災害(窓や入口ドアの閉め忘れによる室内の被害)や老朽化による雨漏りを含みません。

- 屋根上のソーラーシステムの被害も対象です。
- 住宅の一部とみなす設備、機器(エアコンの室外機、給水設備、給湯設備およびソーラー発電設備)が損壊した場合も見舞金の対象となります。ただし、買替えた場合は、購入使用年数および購入時の価格を基に減額率を適用します。
- 見舞は修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。
- 修理を行わないうちに、別の風水雪凍害による災害を受けた場合、一括して1回の災害とします。
- テレビアンテナ(パラボラを含む)の被害も対象です。最高1,000円×加入口数となります。

### 3-1 床上浸水被害※ ※地下および半地下の被害は含まれません。

#### 支払対象事由



#### 認定基準および確認事項

- 公的に証明できる天災であることが必要です。(罹災証明書)
- 突発的な外因による直接の被害が対象です。(川の氾濫・増水などにより水が建物に一気に押し寄せ、その力で建物に損壊の被害が出た場合は風水雪凍害の対象となります。)
- 水が時間をかけ、徐々に水位が上がって地盤面を超え床上浸水し、その後、水が引いたことによる被害が対象です。
- 公的機関の罹災証明書で全壊～小壊および床上浸水の証明が同時に記載されていた場合には、給付額の高い被害程度の給付を行うこととします。

### 3-2 床下浸水被害※ ※地下および半地下の被害は含まれません。

#### 支払対象事由



#### 認定基準および確認事項

- 突発的な外因による直接の被害が対象です。(川の氾濫・増水などにより水が建物に一気に押し寄せ、その力で建物に損壊の被害が出た場合は風水雪凍害の対象となります。)
- 水が時間をかけ、徐々に水位が上がって地盤面を超え床下浸水し、その後、水が引いたことによる被害が対象です。
- 業者に依頼し修復工事を行った場合は、床下浸水による被害の修復に係る工事業者の床下浸水復旧工事を行った旨が記載されている見積書、請求書、領収書の提出が必要です。業者に依頼せず自身で修復した場合は、修復に必要な機材や薬(消石灰など)の購入が記載された購入店の領収書及び明細書の提出が必要です。その他、同意書(提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの)、床下浸水したことがわかる写真、新聞記事などの提出も必要となります。
- 給付額10口まで1万円限度(1口)。11口以上は1,000円(1口)が付加給付されます。個人加入での最高給付額は14万円(50口加入の場合)となります。ただし、浸水に起因する被害の修理、防腐処理、復旧費用の範囲内とします。

※「基本部分」「自然災害特約部分」それぞれにつき、次の場合に給付します。

### 4-1 地震による損壊被害

#### 支払対象事由



#### 認定基準および確認事項

- 公的に証明できる天災であることが必要です。
- 突発的な外因による直接の被害が対象です。(老朽化による損壊やヒビ割れは含みません。)
- 住宅の一部とみなす設備、機器(エアコンの室外機、給水設備、給湯設備およびソーラー発電設備)が損壊した場合も見舞金の対象となります。ただし、買替えた場合は、購入使用年数および購入時の価格を基に減額率を適用します。
- テレビアンテナ(パラボラを含む)の被害は、個人加入と団体加入を合計し、1口1,000円×加入口数となります。ただし、支払った費用の範囲内とし、業務用、趣味の無線アンテナ、および関連する設備は対象外です。
- 噴火、津波による住宅災害も見舞金の対象です。
- 給付額10口までを限度とし、11口以上は各見舞金の1割が付加給付されます。
- 見舞は修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。

### 4-2 地震のときの火災による被害

#### 支払対象事由



#### 認定基準および確認事項

- 地震が原因で、同時またはその後発生した火災について給付します。
- 個人加入で500万円を限度とします。ただし、500万円の限度額には団体加入を含みません。

給付例 (個人加入50口、団体加入6口の場合の限度額)

	個人50口	団体6口	合計
全焼	500万円*	120万円 (20万円×6口)	620万円
半焼	500万円 (10万円×50口)	60万円 (10万円×6口)	560万円

※20万円×50口ですが500万円限度

- 見舞は修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。

### 5 その他の住宅災害見舞金

#### 支払対象事由



#### 認定基準および確認事項

- 落雷による家電機器の被害。原則は、修理費用が対象です。買替は、1点につき1万円限度。(携帯品やゲーム機と各関連機器は対象外となります。)
- 白アリによる住宅災害。罹災時点で継続加入期間24カ月を経過している加入者が対象です。住宅建物の補修工事費用に限り、駆除や予防の経費は含みません。次回請求は、被害箇所の異なる場合も24カ月の経過を待たなければなりません。
- 給付額10口まで1万円限度(1口)。11口以上は1,000円(1口)が付加給付されます。個人加入での最高給付額は14万円(50口加入の場合)となります。

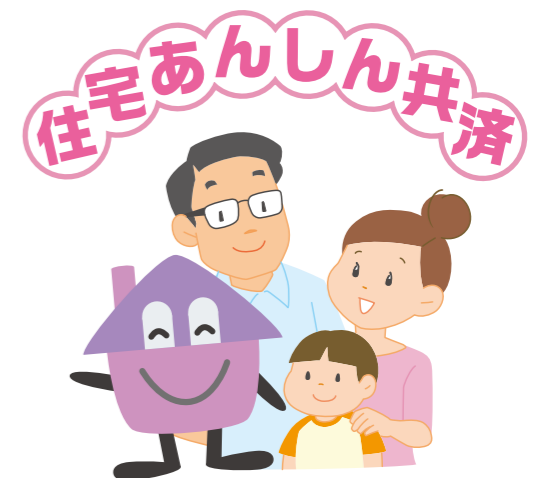
### 6 生命共済給付金

#### 支払対象事由



#### 認定基準および確認事項

- 加入者(シルバー加入者を除く)が満68歳未満で死亡した場合、1口について2万円の見舞金が遺族に給付されます。
  - ※ただし、生命共済給付金の金額は団体加入を除き100万円を限度とします。



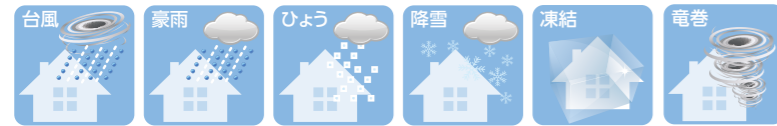


## 2. 自然災害特約

「基本部分」の被害に上乗せする保障として、  
次の災害に対し「基本部分」にプラスして給付します。

### 7 風水雪凍害による損壊被害

#### 支払対象事由



#### 認定基準および確認事項

- 基本部分②にプラスして給付します。
- 見舞は基本部分②の超過金額を給付します。  
修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。

### 8-1 床上浸水被害※ ※地下および半地下の被害は含まれません。

#### 支払対象事由

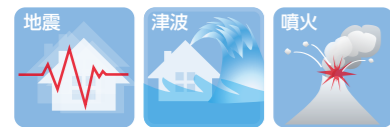


#### 認定基準および確認事項

- 基本部分③-1にプラスして給付します。

### 9-1 地震による損壊被害

#### 支払対象事由



#### 認定基準および確認事項

- 基本部分④-1にプラスして給付します。
- 見舞は基本部分④-1の超過金額を給付します。  
修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。

### 8-2 床下浸水被害※ ※地下および半地下の被害は含まれません。

#### 支払対象事由



#### 認定基準および確認事項

- 基本部分③-2の超過金額を給付します。  
復旧にかかった費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。

### 9-2 地震のときの火災による被害

#### 支払対象事由



#### 認定基準および確認事項

- 基本部分④-2にプラスして給付します。
- 見舞は基本部分④-2の超過金額を給付します。  
修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。

## ご加入にあたって

個人加入制度(基本部分および自然災害特約)のみ記載。シルバー加入制度(以下、シルバー共済)、団体加入制度については、※印および各々のパンフレットを参照してください。

### 1 加入資格

#### 基本部分

UAゼンセンに加盟している組合の満68歳未満の組合員および組合事務所が加入できます。

(※1)シルバー共済は、住宅あんしん共済に個人加入している方が、退職または満68歳を迎えられたときに、個人加入の期限切れ日から移行して加入します。また、加入者が死亡したときは、組合の届出により、配偶者に限り、期限切れ日から「シルバー共済」に移行できます。(原則3年以内)

(※2)団体加入制度は、UAゼンセンに加盟している組合(支部)単位で、組合一括で加入します。

#### 自然災害特約

基本部分に個人(シルバー)加入している方が加入できます。

### 2 加入対象

#### 基本部分

1.加入者が国内において主たる生活をしている住宅1箇所です。ただし、自家(本人または配偶者の所有)で1親等以内の親族が居住する住宅1箇所を加入できます。

2.個人加入者は転勤を理由に次の住居も加入できます。

- ①自家以外に、転勤先の住居。
- ②借家に家族を残した場合、借家と転勤先の住居。
- ③転勤により一時的に空家にする場合の自家。ただし、他人に賃貸した場合は、残余期間を解約しなければなりません。

(注)家族とは配偶者と子に限ります。

3.同じ敷地内に母屋と離れなど家屋が2つ以上あり、同一世帯である場合は、合計して1つの住居とみなします。加入申込みの際に、予め家屋を特定する場合は、特定家屋のみ対象とすることができます。

4.同一世帯の組合員が2名以上加入するなど、同一世帯複数加入の場合は、加入口数の合計が制限口数を超えて加入することはできません。

5.自家(持ち家)だけでなく、借家や社宅・寮住まいの方も加入できます。(加入口数で制限しています。)

6.災害の発生、異動等で加入内容に変更がある場合は、すぐに所属組合(以下、「組合」という)を通じてUAゼンセン生活応援・共済事業局(以下、「生活応援・共

済事業局」という)までご連絡ください。各種変更手続きを忘れた場合、給付の対象にならないことがあります。

(※1)シルバー共済制度で加入できる住居は、加入者が主たる生活をしている住居1箇所のみとなります。

(※2)団体加入制度は、海外赴任者(家族帯同・独身者)について、国内に家族を含め自宅(持ち家)がない場合および自宅を貸し出している場合は、海外の住居を保障の対象として登録することができます。

#### 自然災害特約

基本部分に加入していることが加入条件となりますので、加入対象は同一となります。

### 3 加入口数

#### 基本部分

住宅の構造・種別により、加入口数の限度内で希望口数に加入することができます。

区分	自家(持ち家)		借家		
	住宅建物の延べ床面積		独立住宅	共同住宅	
住宅の種類	132㎡(40坪)以上	132㎡(40坪)未満～66㎡(20坪)以上	完全耐火/マンション・公団住宅 準耐火および木造/2戸建以下	複身居住者	単身居住者
		66㎡(20坪)未満			
加入口数限度	3口～50口	3口～40口	3口～20口	3口～15口	3口～5口

(注)完全耐火住宅の独身寮は、借家/共同住宅/単身居住者となります。

(※)シルバー共済は1口～50口まで、団体加入制度は1口～6口(ただし、全員同一口数)まで加入できます。

#### 自然災害特約

基本部分の加入口数を上限に、1口から希望口数に加入することができます。



#### 4 掛金(年額)

住宅の構造・形態<sup>(注1)</sup>別に次のとおりとなります。

個人加入制度		基本部分	自然災害特約
完全耐火住宅 (鉄骨・鉄筋コンクリート住宅)	個人組合員	100円 ×加入口数	450円 ×加入口数
	組合事務所		
準耐火住宅 (準耐火構造・省令耐火構造住宅)	個人組合員	250円 ×加入口数	650円 ×加入口数
	組合事務所		
木造その他の住宅 (上記以外の住宅)	個人組合員	500円 ×加入口数	1,200円 ×加入口数
	組合事務所		

(※1) シルバー共済は、木造その他の住宅/1口=400円、準耐火住宅/1口=250円、完全耐火住宅/1口=100円となります。

(※2) 団体加入制度は、1人500円(1口)×加入口数×加入人数となります。

(注1) 住宅の構造・形態については、次のとおりとなります。

##### 住宅の構造

①完全耐火住宅とは、次の住宅をいいます。

A) 建物の主要構造部のうち、柱・はり・床・屋根および小屋組のコンクリート造で、外壁のすべてが次のいずれかに該当する建物。

a: コンクリート造 b: コンクリート・ブロック造 c: レンガ造 d: 石造

B) 建物の主要構造部のうち、柱・はりおよび床がコンクリート造または鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根・小屋組および外壁が次のいずれかに該当する建物。

a: コンクリート造 b: コンクリート・ブロック造 c: レンガ造 d: 石造

C) 完全耐火住宅の種別については、個人が建築業者や建築確認申請書などで確認してください。

②準耐火住宅とは、次の住宅をいいます。

準耐火構造および省令準耐火構造の建物とし、次のいずれかの確認ができる建物とします。

A) 建築確認申請書で確認できる場合

B) 建築業者による証明書がある場合

C) 損害保険会社等の判定済みの構造区分を準用または読み替えて対応する場合

D) 建物構造証明書(準耐火住宅専用)に施工者、ハウスメーカー、販売店から証明を受けた場合

③木造その他の住宅とは、前記の①および②以外の住宅をいいます。

##### 住宅の形態

①自家とは、次の持ち家である住居をいいます。

A) 本人および配偶者所有の住居。

B) 二親等以内の親族が所有する住居で、その親族と本人との間に形式的な貸借関係がなく、本人が生活する住居。

C) 三親等以内の親族が所有する住居で、その親族と本人が同

一世帯にある場合は、自家とみなします。

D) 自己資金や融資などで、建築および購入した住居で、本人名義に登録していない場合でも、明らかに本人が建築購入した場合は、自家とみなします。

E) 借家に自己資金で居室を建て増した場合は、自家として取り扱います。

②借家とは、自家を除くすべての住居をいいます。

A) 借家独立とは

a: 完全耐火住宅で、アパート、マンション、公団住宅をいいます。ただし、独身寮は、共同単身居住者としてします。

b: 準耐火住宅および木造その他の住宅で、1棟2戸建て以下の住宅をいいます。

B) 共同住宅とは

a: 準耐火住宅および木造住宅で、1棟3戸建て以上の住宅をいいます。

b: 準耐火住宅および木造住宅で、1戸に二世帯以上が居住する場合をいいます。

C) 共同複身居住者とは

準耐火住宅および木造住宅で、配偶者の有無にかかわらず、他の親族と同居している者をいいます。

D) 共同単身居住者とは

準耐火住宅および木造住宅で、配偶者の有無にかかわらず、単身で居住している者をいいます。

(注2) 住宅あんしん共済の掛金は1年間の掛捨てで割戻しはありません。また、住宅あんしん共済は、所得税法上の地震保険料控除の対象外の共済であるため、掛金は確定申告の保険料控除の対象になりません。

#### 5 加入手続きと保障期間(権利の取得期間)

##### 基本部分

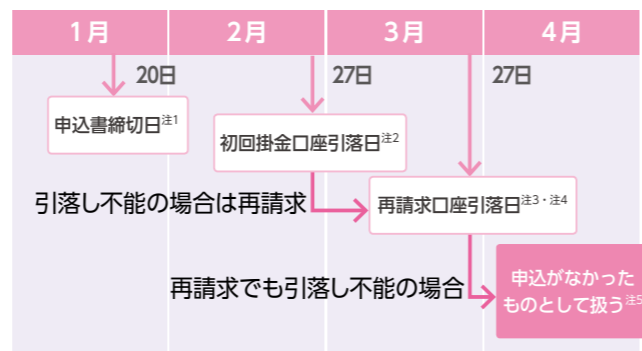
1. 新規加入の場合

手続きの流れは組合の指示に従ってください。

①新規加入(除く、組合支所)は、次のA)もしくはB)のいずれかを選択し加入することができます。

A) 口座引落しによる新規加入の場合

掛金が口座から引落された日を加入日とします。なお、引落し不能の場合は翌月に再請求を行い、再請求で掛金が引落された場合は再請求日が加入日となります。



(注1) 毎月20日までに生活応援・共済事業局に「個人加入申込書兼口座振替依頼書(以下、「申込書」)」が到着

(注2) 翌月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、初回掛金口座引落し。(書類不備により口座登録不能の場合、口座登録完了を待って毎月20日までに受付した申込書と一緒に翌月27日に口座引落しを行う。)

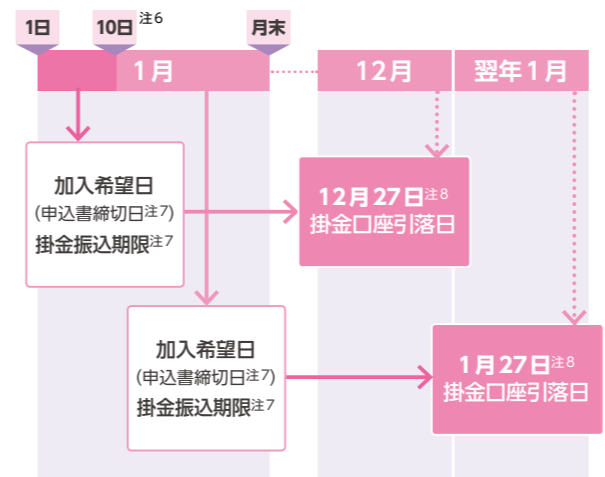
(注3) 初回掛金引落し不能の場合は、翌月に再請求

(注4) 翌月引落しされた場合は、引落しされた日から保障を開始

(注5) 再請求不能者は、申込みがなかったものとして扱う。

B) 加入日を指定して新規加入する場合

指定日を加入日とします。なお、指定日までに掛金の納入が終了していない場合は納入日を加入日とします。



(注6) 毎月10日締めにて翌年の掛金口座引落日が異なるので注意

(注7) 指定日までに生活応援・共済事業局に「申込書」の送付と、「UAゼンセン住宅あんしん共済」名義の指定口座に掛金の振込みを行う。(振込人の名前は、加入者または組合名)

(注8) 翌年(2年目以降)の期限切れ日から口座引落としとなるので、「申込書」作成時に口座の登録を行う。(「申込書」の送付が遅れる場合は、事前にFAXしてください。)

②組合支所の新規加入者は、組合支所用パンフレットの「申込書」に必要事項を記入し、組合の掛金徴収方法に従ってください。

(※1) 個人加入者のシルバー移行は、①加入者からの申し出に基づき、組合が期限切れ日の2カ月前までに、生活応援・共済事業局にシルバー共済に移行の必要のある該当者の報告を行うか、②期限切れ日の4カ月前に送付される「期限切れ対象者一覧表」および「変更内容記入連絡票(以下、「変更カード」という)」を使用し手続きを行います。また、権利喪失後原則3年以上経過した場合は、新たに加入できませんのでご注意ください。

(※2) 団体加入制度は、組合から都道府県支部を通じて生活応援・共済事業局に申し込みます。(同一世帯の組合員でも各々加入できます。)

③保障期間(権利の取得期間)

加入日<sup>(注9)</sup>の午後5時をもって権利を取得し、満1カ年を経過した最初に迎える10日の午後5時をもって権利を喪失します。

(注9) 口座引落日もしくは指定日(指定日までに掛金の納入が終了していない場合は納入日を加入日とします。)

(※3) シルバー共済は、個人加入期限切れ日の午後5時をもって権利を取得し、翌年の同月10日の午後5時をもって権利を喪失します。また、権利喪失後は、掛金納入日の午後5時をもって権利を取得します。

(※4) 団体加入制度は、申込書の加入日の午後5時をもって権利を取得し、翌年の同月同日の午後5時をもって権利を喪失します。

2. 期限切れ(更新)の場合

期限切れ日の4カ月前までに、組合を通じて「共済への継続加入(更新)のご案内」をいたします。手続きの流れは組合の指示に従ってください。

①加入内容に変更がない場合

自動継続となり、加入者指定口座から掛金引落しを行います。

②加入内容に変更がある場合

期限切れ日の2カ月前20日(例:期限切れ日8月10日の場合は6月20日)までに、「変更カード」に必要事項を記入の上、組合を通じて、生活応援・共済事業局に提出してください。

③組合支所の加入者は、組合の指示に従って継続および変更の手続きを行ってください。

④加入を中止する場合

期限切れ日の2カ月前20日(例:期限切れ日8月10日の場合は6月20日)までに、「変更カード」に必要事項を記入の上、組合に提出してください。(加入中止の提出がない場合は、自動継続となり加入者指定口座から掛金引落しを行います。)

⑤保障期間(権利の取得期間)

規定の定めによって掛金を納入した場合は、各加入月10日の午後5時をもって権利を取得し、翌年の同月10日の午後5時をもって権利を喪失します。また、掛金引落し不能の場合は翌月に再請求を行います。再請求により掛金を納入した場合、期限切れ日に遡って保障します。ただし、再請求による引落し不能者は、期限切れ日に遡って権利を喪失します。

##### 自然災害特約

1. 中途加入する場合は、基本部分の期限切れ(更新)日までとし、中途加入日から期限切れ(更新)日までの残余月数(注)を月割り計算し、掛金を納入します。

(注) 日数の端数は、15日までを切り捨て、16日以上を1カ月とします。

2. 保障期間(権利の取得期間)は、「基本部分」の加入期間と同じ期間となります。



## 6 各種変更手続き

### 1. 異動変更手続き

「加入証書」の記載内容に次の変更があった場合は、「異動・契約変更・中途解約申請書」に変更箇所を記入し、1カ月以内に組合を通じて、生活応援・共済事業局に提出してください。

- ①住所、氏名、および住宅種別に異動変更があったとき
- ②組合および支部に異動があったとき
- ③その他、加入証書の記載内容に異動変更があったとき

### 2. 口数変更の手続き

加入口数の変更は、原則、期限切れ日を待って行います。ただし、次の場合は中途の変更が可能です。

- ①異動変更により、住宅種別の制限口数が増えたり減ったりした場合。(制限口数の範囲内まで増減が可能です。)
- ②異動変更により、住宅種別の制限口数を超過して加入している場合。(制限口数まで減口してください。)
- ③減口の変更をせずに、制限口数を超過して加入した場合は、超過口数分の給付は無効となります。

## 7 「加入証書」と「ご加入者のしおり」

加入者に対しては、加入の証として、組合を通じて、「加入証書」と「ご加入者のしおり」を送付いたします。加入証書の記載内容をご確認いただき、大切に保管してください。

## 8 中途解約

所定の手続きを経て、住宅あんしん共済を解約することができます。その場合、「異動・契約変更・中途解約申請書」に必要事項を記入し、組合を通じて、生活応援・共済事業局に提出してください。

1. 次の場合は解約しなければなりません。

- ①国外に住居を異動した場合。
  - (※)ただし、団体加入組合の海外赴任者(家族帯同・独身者)について、国内に家族を含め自宅(持ち家)がない場合および自宅を貸し出している場合は、海外の住居を保障の対象として登録することができます。
- ②空き家を他人に賃貸した場合、および転勤により自家以外の借家に加入していた者が自家に戻った場合の借家。

2. 解約に伴い掛金の返戻が発生した場合は、振込手数料を加入者負担とし加入者の登録口座もしくは指定口座に振込みます。

## 9 給付の請求

### 1. 給付請求における注意点

- ①給付対象は、火災や突発的なしきも偶然におこる不

可抗力が原因の住宅災害が基本対象です。

- ②住宅の欠陥および老朽化や劣化または腐食被害は対象になりません。
- ③給付申請の前に「罹災状況報告書」の提出が必要です。提出は、被害を受けて3カ月以内とします。給付の支払義務は、保険法の定めにより、3年の時効により消滅します。ただし、運営委員会で審議の上、給付対象を定めて、この時効を延長することができます。
- ④見舞程度の被害による請求は、速やかな復旧工事が原則です。すぐに修理を行わず被害箇所の悪化による請求は対象になりません。
- ⑤敷地内に母屋・離れなど2つ以上の住居がある場合、各住宅の延べ床面積を合計し、被害箇所の面積を割り出します。
- ⑥被害の程度は、次の割合に基づき認定されます。

#### A) 火災・地震火災の場合

被害の程度	住宅建物の延べ床面積 / 焼損壊割合
全焼	70%以上
半焼	30%～70%未満
小焼	10%～30%未満
見舞	10%未満

#### B) 自然災害・地震災害の場合

被害の程度	住宅建物の延べ床面積 / 焼損壊割合
全壊	70%以上
大規模半壊	50%～70%未満
半壊	20%～50%未満
小壊	10%～20%未満
見舞	10%未満

⑦公的機関の証明書(消防署または警察署の罹災証明書)は原本を提出します。

2. 全焼壊・大規模半壊・半焼壊・小焼壊・床上浸水の被害を受けた場合の請求

- ①基本的に「罹災証明書」で認定します。場合により、調査委員が現場確認を行います。
- ②被害の程度(焼損壊割合)が基準で、住宅の不動産評価額や焼失損害金額、再取得価額とは異なります。
- ③公的機関の罹災証明書で全壊～小壊および床上浸水の証明が同時に記載されていた場合には、給付額の高い被害程度の給付を行うこととします。

④罹災証明書、写真、見取り図(手書き可)、新聞記事などを添付します。

### 3. 見舞程度・床下浸水の被害を受けた場合の請求

- ①見舞程度・床下浸水の場合の家財は対象外です。
- ②被害箇所の修理復旧工事に支払った費用の範囲内で認定します。ただし、住宅に付属する機器の被害は、購入使用年数による減額率を適用します。この場合、修理復旧工事を行った業者の見積書、請求書、領収書、写真、見取り図(写真より被害箇所の特定が判りやすい場合)、罹災証明書、災害を証明する新聞記事や警察署の証明などを添付します。

※被害の種類により添付書類は多少異なります。

③波板屋根(軒先などのプラスチック仕様を含む)、車庫、塀、物置、倉庫、住宅と同一の店舗部分の被害など、敷地内の建物については認定額の50%が見舞金の対象です。簡易な建物(間垣、目隠し、各種機器のカバー、土台工事されていない物置など)は対象になりません。

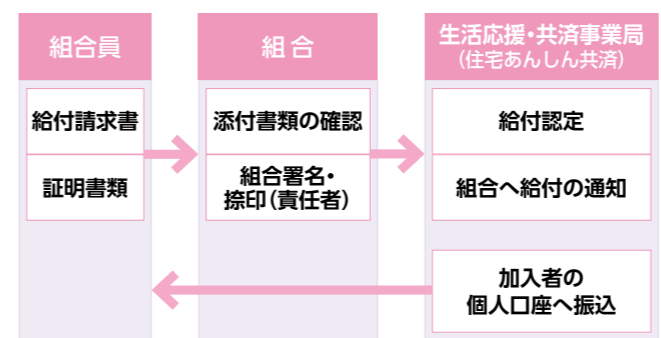
④床下浸水被害で、業者に依頼し修復工事を行った場合は、床下浸水による被害の修復に係る工事業者の床下浸水復旧工事を行った旨が記載されている見積書、請求書、領収書を添付します。業者に依頼せず自身で修復した場合は、修復に必要な機材や薬(消石灰など)の購入が記載された購入店の領収書及び明細書を添付します。その他の添付書類として、同意書(提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの)、床下浸水したことがわかる写真、新聞記事なども必要となります。

⑤被害箇所以上の修理をした場合、被害箇所を算出し認定します。設備や機器の買替えは、使用年数による減額率を適用し算出します。グレードアップした場合は、元の製品に置替えて認定します。

### 4. 給付の請求方法

- ①火災等の災害が発生した場合は、速やか(3カ月以内)に「罹災状況報告書」で、組合を通じて、生活応援・共済事業局へ報告をお願いします。
- ②「罹災状況報告書」での報告後、各災害に応じた請求書類を提出してください。

### 5. 給付請求と給付金送付の流れ



(注1) 給付は加入者の個人口座へ直接振込むことにより行います。

(注2) 組合を通じて給付する場合は、加入者の領収書を住宅あんしん共済まで送付してください。

(注3) 給付金認定後の通知は、住宅あんしん共済から組合経由で組合員にご案内します。

## 10 保険法施行に伴う留意点

1. 「保険法」が、2010年4月1日より施行されました。「保険と同等の内容を有する住宅あんしん共済」は保険法の適用となります。
2. 「住宅あんしん共済」と「民間火災保険やその他共済」に重複加入している加入者は、「民間火災保険等」からの給付が減額される場合があります。

## 11 給付金をお支払いできない場合

1. 次のような場合には、給付金をお支払いできません。
  - ①申込手続きに虚偽の記載をし、または異動手続きを怠ったとき
  - ②給付の請求書および関係書類に、虚偽の記載があったとき
  - ③給付の請求書および関係書類に、不備があったとき
  - ④本人もしくは世帯を同じくする者が、給付金取得を目的として、故意に災害を発生させたとき
  - ⑤加入者でない者が給付金を受取る場合に、災害がその者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大過失または法令違反によって生じたとき
  - ⑥火災・住宅災害が発生してから正当な理由なく、3カ月以上届出なかった場合、給付を行わないことがあります。

(注1) 上記に抵触することが明らかになった場合は、給付金の受領者は、直ちに給付金の返還義務を負うこととなります。

(注2) 給付の支払い義務は、3年の時効により消滅します。

2. 天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災・住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金・見舞金の全部または一部を給付しないこともあります。

## 建物構造証明書 準耐火住宅専用

本証明書は準耐火住宅専用となります。完全耐火、木造その他の住宅には必要ありません。

UAゼンセン 住宅あんしん共済 宛

平成 年 月 日

ご契約者名		証書番号	
建物の所在地			
保障期間	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日

### [証明書発行者記入欄]

下記①の対象建物は、下記②の構造に合致するものとして建築されていることを証明します。

① 建物の所在地		
② 建物構造		<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <sup>(※1)</sup> <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <sup>(※2)</sup> <input type="checkbox"/> 省令準耐火建物 <sup>(※3)</sup>
施工者、ハウスメーカーまたは販売者	会社名	
	会社所在地	
	ご担当者名	印

(※1) 建築基準法第2条第9号の2に定める耐火建築物をいいます。

(※2) 建築基準法第2条第9号の3に定める準耐火建築物をいいます。

(※3) 勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令第1条第1項第1号口(2)に定める耐火性能を有する建物として、独立行政法人住宅金融支援機構の定める仕様に合致するものまたは独立行政法人住宅金融支援機構の承認を得たものをいいます。

## ご記入例

ご記入例の赤字部分のみご記入ください。

証明書発行者記入欄は、施工者、ハウスメーカーまたは販売者に記入をご依頼ください。

ただし、②建物構造のいずれにも該当せず、証明書発行者から証明を受けられない場合は、住宅あんしん共済までご相談ください。

■ご契約者名・証書番号・建物の所在地・保障期間をご記入ください。

■提出日をご記入ください。

建物構造証明書 準耐火住宅専用	
本証明書は準耐火住宅専用となります。完全耐火、木造その他の住宅には必要ありません。	
UAゼンセン 住宅あんしん共済 宛	平成 30 年 9 月 10 日
ご契約者名	共済太郎 証書番号 2001234567
建物の所在地	東京都千代田区九段南4-8-1
保障期間	平成 31 年 1 月 10 日 ~ 平成 32 年 1 月 10 日

■新規加入の方は記入不要です。

### [証明書発行者記入欄]

下記①の対象建物は、下記②の構造に合致するものとして建築されていることを証明します。

① 建物の所在地		
② 建物構造		<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <sup>(※1)</sup> <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <sup>(※2)</sup> <input type="checkbox"/> 省令準耐火建物 <sup>(※3)</sup>
施工者、ハウスメーカーまたは販売者	会社名	
	会社所在地	
	ご担当者名	印

(※1) 建築基準法第2条第9号の2に定める耐火建築物をいいます。

(※2) 建築基準法第2条第9号の3に定める準耐火建築物をいいます。

(※3) 勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令第1条第1項第1号口(2)に定める耐火性能を有する建物として、独立行政法人住宅金融支援機構の定める仕様に合致するものまたは独立行政法人住宅金融支援機構の承認を得たものをいいます。

### ■証明書発行者記入欄について

加入する(建物の所在地の)住宅の建物構造について、施工者、ハウスメーカーまたは販売者<sup>(注)</sup>から、①建物の所在地、②建物構造、会社名、会社所在地、ご担当者名の記入、押印を取り付けていただき証明を受けてください。

(注) 不動産仲介業者は販売者に含まれません。



# 住宅あんしん共済 個人加入申込書 兼 口座振替依頼書

様式第1号-2

# ご記入例

## 住宅あんしん共済 個人加入申込書 兼 口座振替依頼書

様式第1号-2

申込日 2018年9月20日

組合への提出日を記入する。

シャチハタ印は不可。

所属する組合名(支部)と住所・TEL・FAXを記入する。

加入証書の送付先に○印をする。なお、加入対象住所へ引越される場合は、引越(予定)日もあわせて記入する。

住宅の形態○印による最高口数の範囲内で3口～希望口数を記入する。

基本加入の範囲内で1口～希望口数を記入する。

あらかじめ期限切れる月をそろえて記入する。

管理番号として登録が必要な組合のみ記入する。

UAゼンセンの所属組合および支部コードを記入する。

組合事務所を個人加入する場合のみ記入する。

印鑑は必ず金融機関届出印を押印する。

加入日に希望がある方のみ、Bに○印の上、加入日を記入する。初回掛金振込み口座は、下記のA〔B〕初回指定日加入による住宅あんしん共済口座振込みを選択した場合の初回掛金振込み口座を参照。2回目以降の掛金は口座振替依頼書記入の口座から引落し。

加入者の氏名(フリガナ)、性別、生年月日、電話番号、現住所を記入し、下段の個人情報の取扱いに関するご案内を確認のうえ、確認印(口座引落しによる加入者は口座と同一印)を捺印してください。

加入する住宅の住所を記入する。

該当する項目各1つに○印をする。

掛金に誤りがないように計算式に沿って試算し合計掛金を算出する。

記入しない。

口座名義は加入者。(組合員本人)

UAゼンセン住宅あんしん共済 御中

① AまたはBを○印で選択してください。(A・Bともに口座登録の記入を行ってください。) また、加入日(加入日指定)欄は、Aを選択した場合は未記入(初回口座引落し日が加入日)、Bを選択した場合は加入日を記入のうえ、同加入日までに住宅あんしん共済指定口座に掛金を振込んでください。

A 初回から口座引落し加入 → [ 年 月 日引落し分( 月加入) ]

B 初回指定日加入による住宅あんしん共済口座振込み → 加入日(加入日指定) 2018年9月20日

② 氏名(フリガナ)、性別、生年月日、電話番号、現住所を記入し、P33の個人情報の取扱いに関するご案内を確認のうえ、確認印(口座引落しによる加入者は口座と同一印)を捺印してください。

フリガナ キョウサイ タロウ 性別 1.男(昭和) 2.女(平成) 生年月日 280年 月 285日 266 電話番号 470714 03-3288-3533

現住所 東京都千代田区九段南4-8-16

加入対象住所 東京都渋谷区神宮前1-2-3 TEL(03)5410-3555

③ 加入対象の住宅の住所を記入してください。(②の現住所と同一の場合は記入不要)

加入証書送付先 東京都渋谷区神宮前1-2-3 TEL(03)5410-3555

④ 加入証書の送付先に○印をしてください。(通常は、加入後1ヵ月程度で発送となります。)

⑤ 所属組合の名称、住所、TEL、FAXを記入してください。

住所 東京都千代田区九段1-2-3 TEL(03)3290-1111 FAX(03)3290-1112

⑥ 住宅の構造 1～3のうち1つに○印をしてください。

⑦ 住宅の形態 1～6のうち1つに○印をしてください。

⑧ ⑥で指定した構造欄に、基本部分は⑦の最大口数の範囲内で希望口数を記入、自然災害特約は基本部分の口数内で希望口数を記入してください。

⑨ 基本部分・自然災害特約各々につき掛金を計算し、住宅あんしん共済の合計掛金を算出します。

基本部分 + 自然災害特約 = 住宅あんしん共済合計掛金 17500円

権利喪失年月日 年 月 日

社員No.(登録希望組合のみ記入)

組合コード(組合が必ず記入)※左つめてご記入ください

組合事務所を加入する場合「1」を記入

組合事務所区分

金融機関提出用 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収加)

H1113C1(510)007

23 2018年9月20日

中央 市谷 本店 293 支店 297 口座番号 1001111

ゆうちょ銀行 16630 0 1 0 0 1

振替日 毎月27日

印鑑は必ず金融機関届出印をご押印ください。また訂正箇所にも必ず訂正印(サイン)をお願いします。預金者名は、組合員ご本人名義とします。

UAゼンセン住宅あんしん共済 御中

① AまたはBを○印で選択してください。(A・Bともに口座登録の記入を行ってください。) また、加入日(加入日指定)欄は、Aを選択した場合は未記入(初回口座引落し日が加入日)、Bを選択した場合は加入日を記入のうえ、同加入日までに住宅あんしん共済指定口座に掛金を振込んでください。

A 初回から口座引落し加入 → [ 年 月 日引落し分( 月加入) ]

B 初回指定日加入による住宅あんしん共済口座振込み → 加入日(加入日指定) 2018年9月20日

② 氏名(フリガナ)、性別、生年月日、電話番号、現住所を記入し、P33の個人情報の取扱いに関するご案内を確認のうえ、確認印(口座引落しによる加入者は口座と同一印)を捺印してください。

フリガナ アリガナ 性別 1.男(昭和) 2.女(平成) 生年月日 280年 月 285日 266 電話番号 277

現住所 東京都千代田区九段南4-8-16

加入対象住所 東京都渋谷区神宮前1-2-3 TEL(03)5410-3555

③ 加入対象の住宅の住所を記入してください。(②の現住所と同一の場合は記入不要)

加入証書送付先 東京都渋谷区神宮前1-2-3 TEL( ) -

⑤ 所属組合の名称、住所、TEL、FAXを記入してください。

住所 東京都千代田区九段1-2-3 TEL( ) - FAX( ) -

⑥ 住宅の構造 1～3のうち1つに○印をしてください。

構造	形態(持家)	最大加入口数	形態(借家)	最大加入口数
1 完全耐火住宅	1 自家132㎡(40坪)以上	50口	4 借家/独立/完全耐火(マンション)・準耐火・木造(2戸建以下)等	20口
2 準耐火住宅	2 自家66㎡(20坪)以上132㎡(40坪)未満	40口	5 借家/共同/複身居住者	15口
3 木造その他の住宅	3 自家66㎡(20坪)未満	30口	6 借家/共同/単身居住者	5口

⑧ ⑥で指定した構造欄に、基本部分は⑦の最大口数の範囲内で希望口数を記入、自然災害特約は基本部分の口数内で希望口数を記入してください。

掛金	加入口数	×	1口あたりの掛金	=	合計掛金
基本部分	1.完全耐火住宅	□	100円	=	円
	2.準耐火住宅	□	250円	=	円
	3.木造その他の住宅	□	500円	=	円
自然災害特約	1.完全耐火住宅	□	450円	=	円
	2.準耐火住宅	□	650円	=	円
	3.木造その他の住宅	□	1,200円	=	円

基本部分 + 自然災害特約 = 住宅あんしん共済合計掛金 円

## 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収加)

H1113C1(510)007

23 2018年9月20日

中央 市谷 本店 293 支店 297 口座番号 1001111

ゆうちょ銀行 16630 0 1 0 0 1

振替日 毎月27日

印鑑は必ず金融機関届出印をご押印ください。また訂正箇所にも必ず訂正印(サイン)をお願いします。預金者名は、組合員ご本人名義とします。

指定口座 ゆうちょ銀行 16630 0 1 0 0 1

振替日 毎月27日

印鑑は必ず金融機関届出印をご押印ください。また訂正箇所にも必ず訂正印(サイン)をお願いします。預金者名は、組合員ご本人名義とします。

## 預金口座振替規定(ゆうちょ銀行は除く)

- 1.表記収納代行より貴行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 2.振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは私に通知することなく、請求書を返却して下さりつかえありません。
- 3.この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものと見做して取り扱って下さりつかえありません。
- 4.この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。(ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。)

キリトリ

## 「B:初回指定日加入による住宅あんしん共済口座振込み」を選択した場合の初回掛金振込み口座

金融機関名	中央労働金庫 市谷支店	加入者名	「加入者(組合員)」または「組合名」
口座番号	(普)1981536	加入者名	「加入者(組合員)」または「組合名」
口座名義	ユ-エイゼンセンジュウタクアンシンキョウサイ	加入者名	「加入者(組合員)」または「組合名」
振込時の注意点	●振込み手数料は、差引いて振込む ●手数料を差引かず振込みした場合、手数料の返戻は行わない ●組合で数名を一括振込みする場合、申込書送付時にその旨連絡する・・・メモ書き同封など		

## 個人情報の取扱いに関するご案内

UAゼンセン住宅あんしん共済 組合支所、都道府県支部は、加入申込書・変更申告書に関する個人情報(過去に取得したものを含まず)、住宅あんしん共済に関する加入者の確認、加入者からの照会・応答、共済金・見舞金請求への対応および支払いに必要な範囲内で、適正に利用させていただきます。また、所属組合が行う各種手続きのために所属組合に本加入情報を提供いたします。加入申込者は、個人情報を上記目的のために提供・利用することにつきご同意ください。